

周南市妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査補助金について

里帰り出産等により、県外や契約外の医療機関で妊産婦・乳幼児健康診査等を受診し、健康診査費用を自費で支払った場合は、その費用の一部または全部を補助します。

1 対象者

周南市から妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査受診票の交付を受けていて、県外または契約外の医療機関（日本国外の医療機関を除く）で受診し、受診日において周南市に住民登録がある方

2 対象となる健康診査

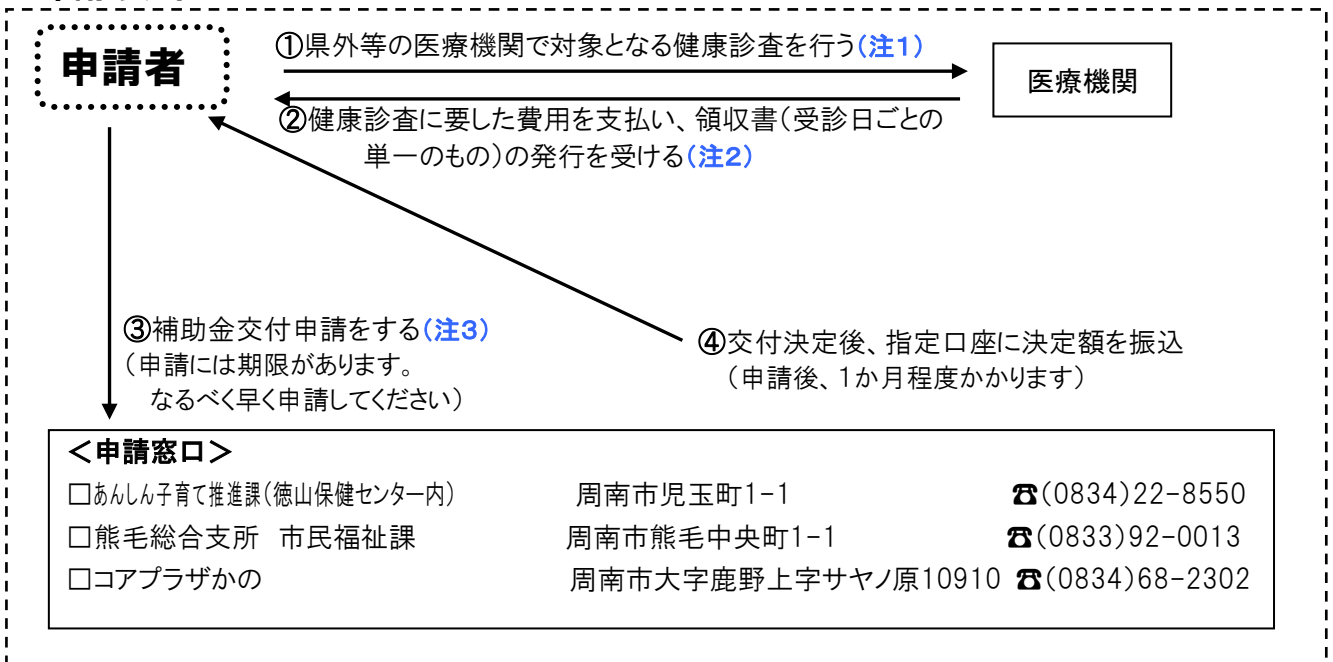
周南市が実施している次の健康診査が対象です。

- (1) 妊婦健康診査（1～14回・クラミジア抗体検査・多胎妊婦健康診査1～5回）
- (2) 産婦健康診査（産後2週間・産後1か月）
- (3) 新生児聴覚検査（初回検査（AABR・OAE））
- (4) 乳児健康診査（1か月児・3か月児・7か月児）
- (5) 幼児健康診査（1歳6か月児〔小児科・歯科〕・3歳児〔歯科〕）

※妊娠届出前の健康診査や検査、保険適用診療分、健康診査以外の保険外適用診療分は対象になりません。

※補助金額には上限金額があります。（上限金額を超えた費用は自己負担です。）

3 申請の流れ



(注1)……受診の際、母子健康手帳と受診票を持参し、診査結果を記入してもらってください。

(注2)……レシート不可。領収書の発行を受けられない場合は、健康診査（受診日ごと）に要した費用の証明書（医療機関作成、様式は自由）を提出してください。

4 申請に必要なもの(注3)

- ① 周南市妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ② 周南市妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査補助金交付請求書（別記第3号様式）
- ③ 口座振込先を確認できるもの（通帳等）
- ④ 医療機関で診査結果を記入してもらった受診票
※記入してもらえなかった場合は、健診結果の記入がある母子健康手帳の写し
- ⑤ 医療機関の発行する領収書（原本）及び医療費明細書（お持ちの方）
※受診日ごとの単一のもの、領収印のあるもの
- ⑥ 母子健康手帳
- ⑦ 印鑑（妊婦本人以外（夫等）の口座に振り込みを希望される場合には使用）

裏面参照

5 申請期限

対象となる健康診査の受診日から2年以内（まとめて1回で申請する場合は、最後の受診日から2年以内）